

京都大学での データポリシー検討状況

第3回 京都大学研究データマネジメントワークショップ

2020年2月27日（木）

京都大学理学研究科セミナーハウス

松井 啓之（京都大学図書館機構副機構長、
京都大学経営管理大学院/大学院経済学研究科）

検討体制と事前準備

京都大学の状況（1）

- ・総合大学であるため、様々な分野の研究者がいる
- ・研究データ管理に関する研究者の理解は様々
- ・研究データ管理を担当する事務部署は未設置
 - ・関連部署は多岐に渡る（研究推進、研究倫理、情報、図書館、博物館、アーカイブズ等）
- ・分野別データリポジトリ運用事例あり（ゲノム、地
球科学等）
- ・アカデミックデータ・イノベーションユニット（葛
ユニット）結成

京都大学の状況（2）

- ・データ保存のための規程整備（研究推進部）※研究公正
- ・10年保存ストレージの提供（情報環境機構）※研究公正
- ・論文のエビデンスデータの、機関リポジトリでの公開を決定（図書館機構）2019.6
 - ・第2項（登録範囲）に下記の記述を追加する。
「(4) 各種研究成果物の根拠となる研究データ」
<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/bulletin/1382436>
- ・研究データの公開についての案内サイト作成
<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/researchdata/>
- ・2019.12に、大学としてのポリシー策定を開始

研究者情報整備の検討組織

データベース等について

- ・対象：役員、教職員、学生等（外国学生、科目等履修生、研究生、研修員、その他本学規程に基づき受け入れる研究者等を含む）
- ・目的：京都大学のプレゼンス強化、教育研究活動に関する透明性の確保、世界レベルでの人材流動性に対する迅速な対応
- ・収集情報：属性情報（所属、学歴等）、教育情報（授業担当等）、研究情報（論文情報等）、社会貢献情報（他機関の委員会委員等）、大学運営情報（部局長、委員会委員等）、その他
- ・データベース：教育研究活動データベース（教員DB）、学術情報リポジトリ、ORCID、その他

検討組織について

研究者情報整備委員会

2018年1月15日設置

（審議事項）

- ・研究者等の教育研究活動等に係る情報の収集、保管、利用、公開等に関し必要な事項

委員長（情報担当理事）

副委員長（委員長が指名）

研究担当の理事

図書館担当の理事

部局長 若干名

情報環境機構長

図書館機構長

総務部長、企画・情報部長
研究推進部長、
附属図書館事務部長

その他総長が必要と
認める者 若干名

研究者情報データベース専門部会

2018年7月11日設置

- （検討課題）・研究者情報データベースの仕様、運用、利活用等

部会長
(情報環境機構長)

情報環境機構の
教員 若干名

図書館機構の
教員 若干名

企画・情報部の
職員 若干名

附属図書館事務部
の職員 若干名

総務部の職員
若干名

研究推進部の
職員 若干名

その他情報環境機
構長が必要と認め
る者 若干名

リサーチデータマネジメント専門部会

2019年12月11日設置

- （検討課題）・研究活動等に係る研究データの保存、管理及び利活用

部会長
(図書館機構長)

アカデミックデータ・イノベーションユニット長

図書館機構・
附属図書館の
教員 若干名

情報環境機構の教
員 若干名

附属図書館事務部
の職員若干名

研究推進部の職員
若干名

その他図書館機
構長が必要と認め
る者 若干名

次期教員DB基盤仕様検討WG

2017年5月12日設置

- （検討課題）・次期教員DBの基盤仕様検討

メンバー構成：情報環境機構、関連部局

教員DBデータ利活用WG

- （検討課題）・教員DBのデータ利活用

メンバー構成：情報環境機構、関連部局

リサーチデータポリシー策定WG

2019年12月25日設置

- （検討課題）・リサーチデータポリシーの検討

メンバー構成：図書館機構、情報環境機構、研究推進部、
アカデミックデータ・イノベーションユニット等からの関係教職員

ポリシー策定WG -目的

- ・京都大学の研究者等の研究活動等に係る研究データの保存、管理及び利活用を図るために設置
- ・大学におけるリサーチデータポリシーのあり方や運用方法を検討し、リサーチデータポリシー案を策定

ポリシー策定WG -構成

- ・図書館機構 1名 (主査:副機構長)
- ・情報環境機構 1名
- ・研究推進部研究推進課 1名
- ・学術研究支援室 1名
- ・附属図書館 研究開発室 1名
- ・附属図書館 2名 計7名 (+事務局2名)

※WGは支援部署で構成

専門分野の研究者にはヒアリングを実施

原案（たたき台）の準備

1

海外リサーチデータポリシーWG

2019.6-7 図書系職員 計7名
海外の主要大学のポリシーを翻訳

2

リサーチデータ勉強会（MLA勉強会）

2019.7-9 総合博物館・大学文書館の教員（アーキビスト）、

附属図書館研究開発室教員、図書系職員 計7名

- ・資料管理へのアプローチや手法等に関する事例報告や意見交換
- ・上記1の海外ポリシーを基に、原案を策定

ポリシー策定WG（1）

- ・第1回（12月25日）
 - ・これまでの事前準備の確認、原案（ver.1）の提示および論点整理
- ・第2回（1月8日）
 - ・ポリシー全般について、目的、定義について検討
- ・第3回（1月22日）
 - ・Ver.2の提示、ポリシー全般について、目的、定義について検討
- ・第4回（2月6日）
 - ・Ver.3の提示、帰属、公開について検討

ポリシー策定WG（2）

- ・第5回（2月19日）
 - ・Ver.4の提示、帰属、公開、役割と責任、管理・保存、全体について見落とし等のチェック
- ・第6回（2月21日）
 - ・葛ユニットとの意見交換
 - ・これまでの検討を踏まえた委員長案（Ver.5）を提示
- ・第7回（2月27日）
 - ・九州大学との意見交換
 - ・これまでの検討を踏まえ、ポリシーを「基本方針」と「実施方針」に分けたVer.6を提示

ポリシー検討の論点

基本方針（1）（まだVer.6案ですが）

・京都大学は、「研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う」とともに、「世界に開かれた大学として、自由と調和に基づく知を社会に伝える」ことを基本理念として掲げている。これらを実現するためには、**研究活動の過程で生み出される研究データを適切に管理・保存し、また公開と利活用を促進することが必要である。**そのことを踏まえ、京都大学研究データ管理・公開ポリシーとして以下の原則を定める。

基本方針（2）

1. 研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であることを認識し、実施する。
2. 研究データは、... 可能な限り社会に公開し、その利活用を促進することが、求められていることを自覚する。
3. 研究データを生み出した研究者が、その利用権限と管理権限を有していることを原則認める。
4. 京都大学は、研究者から、研究データの管理および公開する活動について支援する。

実施方針

1. 目的
2. 定義
3. 適用範囲
4. 研究データ管理の原則
 - 4.1 帰属
 - 4.2 管理・保存
 - 4.3 公開・共有
5. 研究データ管理における大学の役割と責任

0.全般

- ・義務とするか、推奨レベルか
- ・規程か、ポリシーか

→推奨レベル、ポリシーとする

(学内の「規程」「ポリシー」の位置づけを確認)

- ・ポリシー案の今後の行程 (部局ポリシー策定を必須とするかどうか、雛形は必要か)

0.全般

- ・名称
「リサーチデータ管理・公開ポリシー」（仮称）とする
- ・英語圏では"research data management"
- ・managementは日本語の「管理」の範囲にとどまらず、データの保存・公開を含む幅広い概念
- ・特に第1条（目的）にいう「開かれた大学」の理念を強調するため、本ポリシーでは「研究データ管理ポリシー」とせず、「リサーチデータ管理・公開ポリシー」とした。

1. 目的

- ・目的の重点をどこに置くか
 - ・利活用か、適切な管理か。
 - ・大学として研究データ管理を通して推進したいことは何か
- ①京都大学の基本理念の実現
②研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠
③可能な限り社会に公開し、その利活用を促進することが研究者に求められている

京都大学の基本理念

- ・京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

研究

1. 京都大学は、**研究の自由と自主を基礎に**、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した**知の創造**を行う。

社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、**自由と調和に基づく知を社会に伝える**。

6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/operation/ideals/basic>

2. 定義

1. 研究データの定義

→媒体はデジタル・非デジタルを問わない

⇒リポジトリ保管のため、可能な限りデジタル化を推奨。メタデータのみも可

2. データの作成等をする者、利用する者等を定義

→研究者、作成者、研究データ管理責任者、利用者を定義

2. 定義

2. 「者」の定義

- ・研究者：本学の役員、教職員、学生等で、本学において研究活動を行うすべての者
- ・作成者：研究データを収集または生成（分析・加工も含む）した研究者（グループ研究の場合はその研究グループ）
- ・研究データ管理責任者：研究者の内、研究の過程で収集または生成（分析・加工も含む）した研究データの適切な管理について責任を持つ者
- ・利用者：研究データを利用する者

3.適用範囲

- ・京大で研究する学外者（たとえば京大訪問中の共同研究者や京大に雇われて研究業務に従事する業者など）は含まれなくてもいいのか
→「研究者」の範囲に含まれる
- ・学生にどこまで適用するか
→「研究者」の範囲に含まれる。
「教育活動」と「研究活動」をどう区分するか？

4.1 帰属

- ・国内法上、データには所有権や占有権がない

→本ポリシーでの「帰属」を定義

作成者は、研究データを利用する権限（＝利用権限）、研究データの利用条件をコントロールできる権限（＝管理権限）をもつ（権利を一部制限する場合があることも記述）

- ・データの帰属先

→原則として、作成者に帰属

4.2 管理・保存

- ・管理、保存について詳しく書くべきか。

→

- ・研究プロジェクトに、研究データ管理責任者を置くことを明記

- ・研究データ管理責任者の管理責任を記述

- ・研究公正の規程との整合性

→特に言及しない

4.2 管理・保存

- FAIR 原則準拠等

→保存する研究データは、発見可能かつ必要に応じて再利用が可能な形で保存されなければならない点を記述

→研究終了後の研究データは、特段の理由がない限り、原則として可能な限りFAIR原則に則って公開するものとする（4.3）

4.2 管理・保存

- ・研究データ管理権限の移譲
 - ・研究データ管理責任者が京大で研究活動を行わなくなつた場合、
 - A案 全ての権限を学内者に移譲。当人は利用権
 - B案 当人が利用権を保持。大学はコピーのオーナーシップを無条件で持つことができる
 - ⇒ 関係者と協議の上、管理権限の移譲を適切に実施しなければならない。そのために移譲について研究開始前に計画することが望ましい。
 - ⇒ 適切に行われなかつた場合は、大学へ移譲

4.3 公開・共有

- ・原則公開とすべきか
→原則公開（そのうえで、公開/共有/非公開を決める）
- ・公開/共有/非公開の判断基準については、作成者にゆだねるか
→作成者が決定（各分野における研究者コミュニティでの標準等を鑑みる）
- ・非デジタルデータの取り扱いはどうするか
→公開・共有のために可能な限りデジタル化を推奨（メタデータのデジタル化も可）

5. 役割と責任

- ・どのように役割と責任を記載すべきか
→大学、部局等の役割と責任を記載
 - 大学の
 - ・管理・保存のためのデジタルプラットフォームの提供
 - ・公開・共有のための機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供
 - ・周知、法務または契約関連等を含む各種アドバイス、教育研修等、研究者に必要な支援の提供 等
 - ・適宜ポリシーの見直しを行うこと

今後について

- ・目標としては、年度内に大学案として研究データポリシーを策定予定
 - ・学内パブリックコメント→理事裁定？
- ・理想を言えば、
 - ・ポリシーを（研究校正のように）義務として捉えられるのではなく
「このようなポリシーを持つ組織で研究したい」
と世界中の研究者から思われるようにならいたい
- ・ポリシー作成過程および本資料の作成に図書館事務の多大な協力を得ました。ここに深く感謝します。